

## 統計調査等業務の業務・システム最適化計画

2006年（平成18年）3月31日  
各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定  
2006年（平成18年）8月31日 改定  
2007年（平成19年）8月31日 改定  
2008年（平成20年）8月29日 改定  
2009年（平成21年）3月30日 改定  
2009年（平成21年）8月31日 改定  
2010年（平成22年）8月31日 改定  
2011年（平成23年）9月14日 改定  
2012年（平成24年）9月 7日 改定

電子政府構築計画（2003年（平成15年）7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、下記のとおり、統計調査等業務の業務・システム最適化計画を定める。

### 記

#### 第1 業務・システムの概要

##### 1. 統計行政の使命及び行動指針並びに主要施策方針

社会経済情勢の変化に対応した有用で信頼される統計を体系的に整備し、適時的確に提供することを通じて、行政施策の企画・立案・評価、国民や事業所・企業などの合理的な意思決定や真理の探求を助け、国民生活の向上や社会経済の発展に貢献することをその使命とし、統計に携わるすべての府省は、次に掲げる府省間共通の行動指針の下に、「社会・経済の変化に対応した統計の整備」、「統計調査の効率的・円滑な実施」、「調査結果の利用の拡大」及び「国際協力の推進」を統計行政全体の主要施策方針として取り組む。

- ① 社会に役立つ、客観的で正確な統計の追求
- ② 多様な利用者に利用しやすい形の統計の提供
- ③ 調査対象者の秘密の保護
- ④ 調査対象者の負担の配慮
- ⑤ 高度の専門性を備え、内外の統計の発展に寄与
- ⑥ 政府横断的な調整を通じた統計の体系的な整備

##### 2. 定義

本計画における用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 統計調査とは、統計法（平成19年法律第53号）（以下「法」という。）第2条第5項に定められる調査をいう。
- (2) 基幹統計調査とは、法第2条第6項に定められる統計調査をいう。
- (3) 一般統計調査とは、法第2条第7項に定められる統計調査をいう。
- (4) 基幹統計とは、法第2条第4項に定められる統計をいう。
- (5) 一般統計とは、(3)によって作成される統計をいう。
- (6) 統計調査以外の方法により作成する基幹統計とは、基幹統計のうち、(2)に掲げる基幹統計調査によって作成される統計以外のものをいう。
- (7) 業務統計とは、法以外の法令等に基づいて、個人、事業所・企業等から報告がなされる届出・登録等を利用して、当該届出・登録等を受けた機関自らが作成する統計をいう。ただし(6)に掲げる基幹統計は除く。
- (8) 加工統計とは、各種の統計を加工することにより作成する二次的な統計をいう。ただし(6)に掲げる基幹統計は除く。
- (9) 政府統計共同利用システムとは、次に掲げるシステム及びこれらに付随するシステムによって構成されているシステム群をいう。
  - ① 標準地域コード管理システム
  - ② 事業所母集団データベース（第2 I 1 (2)による機能追加前については、事業所・企業データベースという。以下同じ。）
  - ③ 調査項目標準化データベース
  - ④ オンライン調査システム
  - ⑤ 統計表管理システム
  - ⑥ 統計情報データベース
  - ⑦ 統計地理情報システム
  - ⑧ 地域統計分析システム
  - ⑨ 標準統計分類データベース
  - ⑩ 政府統計の総合窓口（<sup>イースタット</sup>e-Stat）
- (10) 事業所母集団データベースとは、法第2条第8項に定められるデータベースであって、政府統計共同利用システムの一部を構成するものをいう。
- (11) 母集団情報とは、事業所母集団データベースにより体系的に構成された事業所に関する情報をいう。
- (12) 指定統計調査とは、法による全面改正以前の統計法（昭和22年法律第18号）第3条に定められる統計調査をいう。
 

なお、本計画本文において「指定統計調査」の用語については、法が施行される平成21年4月1日以前に本計画に記載された措置が完了している事項についてのみ用いている。

### 3. 統計調査等業務の範囲

本計画が対象とする統計調査等業務は、別紙1に掲げる統計調査の企画、実査準備、実査、審査、集計、分析、公表・提供及び評価、統計調査以外の方法

により作成する基幹統計、業務統計及び加工統計の作成（集計）、分析、公表・提供及び評価並びにこれらに付随する業務及び別紙2に掲げるシステムを範囲とする。

#### 4. 最適化の基本理念

統計調査等業務の最適化に当たっては、統計行政の使命及び行動指針の下、主要施策方針及びこれに基づく「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）並びに電子政府構築計画に掲げる目標を踏まえ、

- ① 調査対象者の負担の軽減を図りつつ、利便性の高い、秘密の保護に留意した報告方法を提供し、統計の精度向上に寄与すること
- ② 行政機関の違いを意識させることのない便利で使いやすい統計の利用環境を、国際的な標準の動向を踏まえつつ整備し、行政機関内の情報共有及び国民等への情報提供の充実を図ること
- ③ 各府省で整備する情報システムの集約を図り、政府全体として効率的なシステム投資を図るとともに、システム運用業務の効率化を図ること
- ④ 統計の精度確保に留意し、業務処理方法の見直し、外部委託等による業務の簡素化・合理化を図り、公表の早期化に努めることを基本理念とする。

## 第2 最適化の実施事項

各府省で行う統計調査等業務について、次に掲げる最適化を実施する。これにより、年間約18.4億円（試算値）の経費削減、年間延べ約47.9万日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

### I. 共通計画

各府省が共通的に取り組む事項として、次に掲げる最適化を府省横断的に実施する。これにより、年間約4.8億円（試算値）の経費削減、年間延べ約14.5万日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

#### 1. 政府統計共同利用システムの整備

- (1) 政府統計共同利用システムについて、総務省において、2006年度（平成18年度）から開発に着手し、2007年度末（平成19年度末）までに各府省のシステムとの連携、実証実験、試行的運用、職員研修を行うものとし、2008年度（平成20年度）以降、本格運用を開始するものとする。【平成20年度から運用中】

また、各府省においては、政府統計共同利用システムと連携するため必要となるシステムの改修等の必要な措置を講ずるとともに、政府統計共同利用システムの整備状況を踏まえつつ、次に掲げる各府省の情報システムに関し、各システムのライフサイクル等に応じ、政府統計共同利用システムと重複又は類似する機能について、必要に応じて廃止その他の見直しを行うものとする。

【平成20年度に政府統計共同利用システムへ移行済】

- ・総務省 科学技術研究調査インターネット活用システム
- ・総務省 情報通信統計データベース
- ・総務省 統計<sup>ジーアイエス</sup>G I S プラザ
- ・総務省 統計データ・ポータルサイト
- ・総務省 統計情報利活用システム
- ・総務省 事業所・企業データベース
- ・厚生労働省 労働経済動向調査オンラインシステム

【平成21年度に政府統計共同利用システムへ移行済】

- ・文部科学省 電子調査票収集システム
- ・厚生労働省 毎月勤労統計調査オンラインシステム
- ・厚生労働省 総合統計データベースシステム
- ・厚生労働省 薬事工業生産動態統計システム
- ・農林水産省 農林水産統計情報総合データベースシステム
- ・経済産業省 企業活動基本調査システム
- ・経済産業省 新世代統計システム
- ・国土交通省 交通統計情報データ管理・提供システム

【平成23年度に政府統計共同利用システムへ移行済】

- ・財務省 法人企業統計調査等ネットワークシステム（<sup>ファブネット</sup>F A B N E T）

【平成24年度以降、必要に応じて政府統計共同利用システムへ移行】

- ・内閣府 機械受注統計ホームページシステム
- ・総務省 小売物価統計調査システム
- ・厚生労働省 看護師等養成所報告管理システム
- ・厚生労働省 薬価システム
- ・厚生労働省 食肉検査等情報還元データベースシステム
- ・農林水産省 生鮮食料品流通情報システム
- ・経済産業省 非鉄金属等統計調査<sup>ウェブ</sup>W e b 届出システム
- ・経済産業省 石油情報報告システム

- ・ 経済産業省 電子申請システム
- ・ 国土交通省 国土交通省オンライン申請システム

これにより、年間約4.8億円（試算値）の経費削減及び年間延べ約0.3万日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。また、今後将来、各府省がそれぞれ府省内の汎用的なオンライン調査システム及び統計情報データベースを整備する場合と比較し、年間約7.5億円（試算値）の経費削減が見込まれる。

- (2) 2008年度（平成20年度）から実施する政府統計共同利用システムの運用については、システムが国民、企業等の秘密を含む調査票の情報や市場に影響を与える公表前の統計情報を取り扱うことから、公益性及び公平性を有する機関による責任ある安定的な管理が必要である一方、民間能力の活用可能な業務について、競争入札、複数年契約等による経済的かつ効率的な民間委託を行い、外部人材を弾力的に登用する等、法人独自の創意工夫及び経営努力を通じ、行政機関では限界のある業務の効率化及び経費の低減を実現するため、これらの運用管理全般を独立行政法人統計センターにおいて行い、行政運営の簡素化・合理化を図る。【平成20年度以降、継続的に実施】

これにより、年間延べ約0.2万日分（試算値）の業務処理時間の削減が見込まれる。

また、政府統計共同利用システムについては、2012年（平成24年）12月までに、システムのライフサイクルに応じ機器の更新を行い、それにあわせて、事業所母集団データベースについて「公的統計の整備に関する基本的な計画」に基づき必要となる機能を追加するとともに、オンライン調査システム、政府統計の総合窓口（e-Stat<sup>イニスタット</sup>）等について調査対象者・統計利用者に対する利便性の向上等を図るものとする。【平成23年度から機器の更新に向けた作業を実施】

- (3) 政府統計共同利用システムの運営に係る重要事項については、別紙3に基づく統計調査等業務最適化推進協議会において審議するものとする。

- (4) 政府統計共同利用システムの運営に係る費用については、当該費用の低減を図りつつ、各府省その他の利用機関が負担する利用料金等により措置するものとし、その在り方については、統計調査等業務の特性を踏まえて、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において、2006年（平成18年）中に定めるものとする。【平成18年度に実施済】また、これに基づく各年度の具体的な利用料金については、統計調査等業務最適化推進協議会において定めるものとする。

- (5) 総務省は、政府統計共同利用システムの適切かつ円滑な運営を確保し、及び独立行政法人の経営努力を通じた効率的かつ継続的な最適化の取組を推進する観点から、独立行政法人統計センターの中期目標を見直す等、所要の措置を講ずるものとする。

## 2. 統計に用いる標準地域コードの共有

各府省は、各種の統計調査の企画、実査、審査、集計、公表・提供等の各段階で必要とされる「統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コード」（以下「標準地域コード」という。）について、2008年度（平成20年度）から、標準地域コード管理システムを用いて、標準地域コード及び各市町村の施行並びに統廃合の履歴を共有し、調査期日その他の任意の時点における標準地域コードの取得その他の当該コードの管理に係る業務を簡素化するものとする。【平成20年度以降、継続的に実施】

## 3. 統計調査の母集団情報の管理・標本抽出及び事業所母集団データベースの利活用

- (1) 事業所母集団データベースにおいて整備する母集団情報の基礎となる統計調査は、経済センサスを用いることとし、母集団情報の更新は、各種統計調査の結果や行政記録情報等を活用して随時行うものとする。【平成20年度以降、継続的に実施】

- (2) 各府省は、統計調査の標本抽出処理に関し、事業所母集団データベースで処理することが適さない又は効率的でない標本抽出処理を要する統計調査を除き、原則として事業所母集団データベースを用いた処理を行うものとする。

また、各府省は、調査を実施する前に、事業所母集団データベースによる重複是正チェックを行い、是正対象となった調査対象者について調査対象の振替を行う等の必要な措置を講ずるとともに、原則として調査の実施前（調査の実施前に調査履歴登録を行えない場合のみ調査の実施後）、調査履歴を事業所母集団データベースに登録し、重複是正の仕組みを有効に機能させるものとする。【平成20年度以降、継続的に実施】

- (3) 各府省は、事業所母集団データベースから統計調査に必要な母集団情報の提供を受けるとともに、収録情報の提供を受けて統計の作成に活用する

ものとする。これにより、「正確かつ効率的な統計の作成」、「統計調査における被調査者の負担の軽減」等を図るものである。（1(2)による機能追加前については、追加前の機能の範囲内における活用に限る。）【平成20年度以降、順次実施】

- (4) 総務省は、事業所母集団データベースから提供する情報の利用に当たっては、利用範囲、秘密の保護等に関する事項を定め、適切に運用するものとする。【平成20年度以降、継続的に実施】

#### 4. 統計調査の調査項目の標準化

統計調査の結果の比較を容易なものとし、統計分析の高度化に資する等のため、統計の継続性に配慮しつつ、次に掲げる措置を講じ、統計調査に用いる調査項目の定義の標準化に関し、継続的な仕組みを構築するものとする。

- (1) 総務省及び各府省において、2006年度末（平成18年度末）までに、調査項目の定義情報の形式を定め、指定統計調査の調査項目のうち標準化の検討を行う対象項目（以下「標準化対象項目」という。）を選定し、可能な限り定義情報の標準化を行う。【平成19年度に実施済、以降順次推進】  
また、2007年度末（平成19年度末）までに、標準化対象項目以外の項目を含めた指定統計調査の調査項目について、同形式に基づく定義情報の設定を行う。【平成19年度に実施済】

- (2) 上記(1)において設定された定義情報について、調査項目標準化データベースにおいて一元的に管理するとともに、基幹統計調査に関し、その後新たに設定された調査項目について定義情報の設定及び標準化並びに同データベースへの登録を行うものとする。総務省及び各府省は、2008年度（平成20年度）から、同データベースを統計調査の設計を行う際のデータ参照モデルとして活用し、各統計調査の調査項目の定義について、各統計調査の目的等に応じて適切に設定するものとする。【平成20年度以降、継続的に実施】

#### 5. 統計調査のオンライン化

各府省で行う統計調査の実査に関し、2008年度（平成20年度）から、次に掲げる措置を講じ、調査対象者の負担の軽減を図りつつ、利便性の高い、秘密の保護に留意した報告方法を提供し、統計の精度向上を図るとともに、各府省で整備する情報システムを集約し、政府全体として効率的なシステム投

資及びシステム運用業務の効率化を図るものとする。【平成20年度以降、継続的に実施】

- (1) 郵送調査にあつては原則すべて、調査員調査にあつては調査対象者の特性、円滑な事務の遂行及び費用対効果の観点からオンライン化がなじまないものを除き、各統計調査の実施周期に応じて、現行の調査方式と併用又は代替が可能なオンライン調査を順次導入するものとする。
- (2) 国民、企業等を対象とする統計調査（国の行政機関及び地方公共団体を主に対象とする統計調査を除く。）のオンライン化については、次のとおりとする。
  - ① 各府省は、統計調査をオンラインにより行う場合は、政府統計共同利用システムのオンライン調査システムの認証機能、オンライン調査機能その他必要な機能を利用するものとする。ただし、円滑な事務の遂行及び費用対効果の観点から、電子メールなどを利用する場合にあつては、調査票情報の保護の観点から、パスワードなどのセキュリティ対策を十分講じることとし、その限りにおいて、政府統計共同利用システムのオンライン調査システム以外を利用することもやむを得ないこととする。そのような統計調査においても、調査の実施に当たっては、その都度、インターネット環境を踏まえたセキュリティ対策上の不備がないかの見直しを行うとともに、引き続き政府統計共同利用システムのオンライン調査システムの利用可能性についても検討するものとする。
  - ② 各府省は、オンライン調査システムと連携するため必要となる審査、分析等を行うシステムの改修等の必要な措置を講ずるとともに、オンライン調査機能を有する各府省の既存システムについて、各システムのライフサイクル等に応じ、機能の全部又はオンライン調査システムと重複する機能若しくは業務の見直しにより同システムに移行可能な機能を廃止し、同システムに順次移行する。
  - ③ 統計調査のオンライン化に係る各府省の既存システムにおける機能拡充や新規システムの開発等のシステム整備は、セキュリティ対策その他緊急に対処が必要なもの等、今後、政府統計共同利用システムのオンライン調査システムの利用に移行することを踏まえて行うものとする。
- (3) 国の行政機関及び地方公共団体を主に対象とする統計調査のオンライン化については、原則すべての統計調査について、各府省は、業務の特性に応じ、電子メール、電子文書交換システム又は府省共通のシステムを用い、

霞が関<sup>ワ</sup>WAN及び総合行政ネットワーク（<sup>エルジーワン</sup>LGWAN）を通じてオンライン化するものとする。調査対象者に霞が関<sup>ワ</sup>WAN及び総合行政ネットワーク（<sup>エルジーワン</sup>LGWAN）に接続していない団体・機関を含む統計調査については、当該団体・機関に対し、調査事項を記録した磁気媒体を送付することにより調査するものとし、原則として、紙媒体の調査票による調査を行わないものとする。

なお、既にオンライン調査を導入している人口動態調査オンライン報告システム（厚生労働省）については、引き続き統計調査のオンライン化を推進するものとする。

## 6. 個票データのレイアウト構造を示す記法等の標準化

- (1) 各府省は、2007年度（平成19年度）から実施する統計調査について、個票データ（個々の調査票の回答内容を記録したデータをいう。）のレイアウト構造（乗率や回答事項の配列、符号内容、データの型等）を示す記法及び符号表等のデータ形式について、別紙4の「政府統計個票データレイアウト標準記法」に準拠するものとする。【平成19年度以降、継続的に実施】

なお、個票データとその符号内容等をスプレッドシートで一体的に管理するなどによりレイアウト構造を示す符号表を作成しない場合は、管理する符号内容等は別紙4の「政府統計個票データレイアウト標準記法」で示す記法の内容を可能な限り反映するものとする。

- (2) 別紙4の「政府統計個票データレイアウト標準記法」に準拠した符号表及びデータレイアウトフォームの作成について、各府省の事務を支援するため、総務省は、これらの作成ツールを2006年度中（平成18年度中）に提供するものとする。【平成18年度に実施済】
- (3) 別紙4の「政府統計個票データレイアウト標準記法」は、統計調査等業務最適化推進協議会において、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 7. 統計情報の電子的提供の推進

- (1) 各府省は、2006年度（平成18年度）から、公表した統計を原則としてインターネットにおいても提供するものとする。また、作成した統計の公表自体をインターネットで行う等、インターネットにおける提供は、可能な

限り、公表と同時又は公表後速やかに行うものとする。【平成18年度以降、継続的に実施】

なお、指定統計調査については、法令上、原則として官報その他の刊行物で行うこととされている結果の公表の方法について、インターネットで行うことも可能となるよう、統計法制度の抜本の見直しの検討状況も踏まえ、統計法施行令（昭和24年政令第130号）を改正するものとする。【平成20年度に実施済】

- (2) 各府省は、2008年度（平成20年度）から、所管の統計について、公表する統計表を表計算ソフトで利用可能なスプレッドシート又はCSV形式ファイルにより作成するものとし、これらのスプレッドシート等を政府統計共同利用システムの統計表管理システムに蓄積するとともに、各府省のホームページから同システムへのリンクにより提供するものとする。【平成20年度以降、継続的に実施】

また、各府省のホームページにおいて提供する統計表に係るスプレッドシート等について、2009年度末（平成21年度末）までに統計表管理システムからの提供に移行するものとする。【平成20年度以降、継続的に実施】

- (3) 基幹統計を作成する府省は、2008年度（平成20年度）から、基幹統計について、政府統計共同利用システムの統計情報データベースを通じたデータ提供を順次開始するものとする。【平成20年度から順次実施】

なお、各府省は、2008年度（平成20年度）以降、基幹統計以外の統計（一般統計、業務統計及び加工統計）についても、可能な限り同データベースを通じたデータ提供を行うよう努めるものとする。

- (4) 上記(2)の統計表管理システム及び上記(3)の統計情報データベースにおいては、2008年度（平成20年度）から、各統計表の利用実績を把握し、定期的に各府省に提供するものとする。【平成20年度以降、継続的に実施】

各府省は、これを参考資料の一つとして統計表の改廃を検討する等、統計調査等業務に定量的な利用実績を基にした評価機能を組み込むものとし、統計調査等業務に係るP D C Aサイクルの確立を図るものとする。

- (5) 各府省は、民間機関への委託等を通じ、統計情報の提供業務が効率的に行えるよう、上記(2)の統計表管理システム及び上記(3)の統計情報データベースと連携可能な業務環境を整えるものとする。また、独立行政法人統計センターは、国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査及び行政機関の委託を受けた統計調査の集計に関し、各府省における統計情報の提供業務が効率的に行えるよう、上記(2)の統計表管理システム及び上記(3)の統計情報データベースと連携可能な業務環境を整えるものとする。【平成20

年度から順次実施】

## 8. 各府省の統計に係るホームページにおけるコンテンツ（情報内容）の構成、用語の共通化

(1) 各府省は、2007年度（平成19年度）から、各府省の統計に係るホームページについて、「公的統計の品質に関するガイドライン」（平成22年3月31日 各府省統計主管課長等会議申合せ）の今後の改定状況も踏まえつつ、別紙5の「統計に係るホームページの共通メニュー及び共通掲載項目」に基づきコンテンツ（情報内容）の構成、用語の共通化を図る。【平成19年度以降、継続的に実施】

なお、外国語による情報提供についても、基幹統計を中心として、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」（平成22年3月30日各府省統計主管部局長等会議申合せ）を踏まえた積極的な対応に努める。

(2) 各府省が上記(1)に基づき各府省のホームページで掲載する公表予定は、2008年度（平成20年度）から、別紙6の「ホームページにおける政府統計公表予定掲載規準」に準拠するものとする。【平成20年度以降、継続的に実施】

(3) 別紙5及び別紙6は、統計調査等業務最適化推進協議会において、必要に応じて見直しを行うものとする。

(4) 2008年度（平成20年度）から、各府省のホームページで提供される各種統計の公表予定（公表後は公表日）を「政府統計の総合窓口」（イ e-Stat）において自動的かつ定期的に収集し、政府統計に係る毎月の公表予定及び公表日の一覧を提供するものとする。【平成20年度以降、継続的に実施】

これを踏まえ、現行、法令に基づき行われている指定統計調査の結果の公表に係る調査実施者からの総務大臣への報告及び総務大臣による官報の告示の手の在り方について、手の省略又は廃止を含めた見直しを検討するものとする。【官報公告による手続は平成20年度を持って廃止済】

## 9. 統計情報のワンストップ・サービスの実現

(1) 各府省は、2008年度（平成20年度）から、「電子政府の総合窓口」（イ e-Gov）と連携する「政府統計の総合窓口」（イ e-Stat）を政府統

計に関連する情報全体の総合的な窓口とし、政府統計共同利用システム並びに各府省のホームページ及び情報システムと有機的に連携した統計情報のワンストップ・サービスを実現する。【平成20年度以降、継続的に実施】

- (2) 各府省は、現行の情報提供機能を有効活用しつつ、「政府統計の総合窓口」(e-Stat)と重複又は類似する機能を見直し、政府全体として整備する統計情報の提供機能の効率化を図るとともに、費用対効果の低い、必要性が乏しくなった機能を廃止する。【平成20年度以降、継続的に実施】

また、業務の効率化及び利便性の向上の観点から、「政府統計の総合窓口」(e-Stat)と各府省のシステムを有機的に連携させるシステム整備を、必要に応じて行うものとする。

なお、地理的属性を持った統計の取扱いについては、「地理空間情報活用推進会議」において取り組むこととされている政府全体の地理情報の提供体制整備と連携しつつ、利用者の利便性の増進を図るものとする。

## 10. 外部資源の活用

各府省は、次の(1)及び(2)に基づき、外部委託等を進め、国の行政機関の職員における業務の簡素化を図るものとする。また、統計調査等業務において民間事業者を活用するに当たっては、統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護、信頼性の確保等を前提とし、また経費の措置状況や業務量の低減効果等を勘案することが必要であるため、各府省は、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(2005年(平成17年)3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ、2010年(平成22年)3月25日最終改正)を踏まえるものとする。

これにより、年間延べ約14万日分(試算値)の業務処理時間の短縮が見込まれる。

なお、統計調査関連業務における外部資源の活用については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)等現在進められている民間開放の推進に向けた取組状況を踏まえ、今後必要な見直しを行うものとする。

- (1) 各府省は、次に掲げる事項を踏まえ、経費の措置状況を勘案しつつ、外部委託が可能な、かつ関連する複数の業務を組み合わせ、これらを民間機関等の外部機関に委託するものとする。【平成18年度から順次実施】

- ① 「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」（2006年（平成18年）3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）及び「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」を踏まえ、国の行政機関の中核的な知識・能力（コアコンピタンス）を必ずしも要しない、及び過去に実績があり、かつ、外部委託の推進を図ることが適当な次表に掲げる業務を外部委託の推進対象業務とする。なお、これら以外の業務についても、必要に応じ、民間機関等の外部機関に委託し、外部機関の専門的知識、能力等を活用するものとする。

統計調査等業務の機能	外部委託の推進対象業務
企画	標本設計における層化、抽出
実査準備	調査区設定における地図作成、現地踏査
	用品準備における用品設計、用品発送
	広報における広報実施
実査	調査票記入（他計式）
	調査票配布（自計式）
	調査票収集（自計式）
	苦情対応における苦情・要望受付、担当者回送、回答、記録
	調査書類検査・提出
審査	調査書類受付
	書類検査
	分類符号付けにおける符号付け、検査
	データ入力
	データチェックにおけるチェックプログラム作成、形式チェック、論理チェック、データ修正
	疑義処理における疑義票作成、問い合わせ、結果記載、処理
集計	集計プログラム作成
	演算
	結果表作成
分析・加工	資料・データ収集における公開情報収集
	分析・加工プログラム作成
	演算
公表・提供	報告書刊行における発送
	ホームページ掲載におけるコンテンツ作成、サーバ登録、公開
	案内・問い合わせ対応における案内情報配信申込

	受付、配信先登録、配信
	提供用データ・データベース整備
	電磁的記録提供
その他	情報システムの開発、運用、保守

② 上記①の外部委託の推進対象業務に係る個別の適用に関し、効率性等の観点から、外部委託による業務量の低減効果と、調達、請負機関への説明等のノウハウ提供のための準備等、外部委託に伴い発生する業務量を比較し、外部委託による業務量の低減効果が相対的に大きい場合、統計の作成に関し、事業規模や迅速性及び継続性の観点から支障を来さない場合、並びに高度な専門的知識・能力、取り扱う情報の高度な秘匿性の観点から統計の精度確保に支障を来さない場合に、外部委託に適合する業務とする。なお、外部委託を実施する場合、必要に応じて試験調査等を踏まえてその可否を判断するものとする。

③ 統計調査等業務においては、国民、企業等の秘密に関する情報や市場に影響を与える情報を取り扱うことから、上記②の外部委託に適合する業務の委託先とする民間機関については、国民に無用の不安や疑義を生じさせ、政府統計全体の信頼性を損なうことがないように、取り扱う情報や業務の特性等に応じて適切に選定するものとする。なお、秘密の保護の観点等から民間機関への委託がなじまない製表等の業務については、効率性等を踏まえつつ、独立行政法人統計センター等に委託するものとする。

(2) 各府省は、上記(1)②の表に掲げる業務以外の業務及び同表に掲げる業務であって②又は③により外部委託がなじまないと判断されるものについては、必要に応じ、外部の人的資源を非常勤職員等として活用し、業務の簡素化を図るものとする。

注1. 各項目の経費の削減効果（試算値）は、本計画策定の担当府省である総務省において、政府統計共同利用システムのオンライン調査システム及び統計情報データベースと同様の機能を有する現行の各府省の情報システムの運用経費を推計し、これらのシステムの政府統計共同利用システムへの移行等を実施した後の運用経費及び政府統計共同利用システムの運用経費（システムの移行等に必要ない時経費は含まない。）との差額並びに現行の郵送調査及び調査員調査に対してもたらず郵送経費及び調査員報酬の低減効果（統計需要等に応じて今後新たに生じる経費は含まない。）をおおまかに試算したものを示したものであって、各府省の情報システム関係経費その他の経費の削減可能額を意味しているものではない。

注2. 各項目の業務処理時間の短縮効果（試算値）は、本計画策定の担当府省である総務省において、現行の統計調査等業務に係る業務処理時間を推計し、政府統計共同利用システムへの移行等を実施した後の業務処理時間及び外部資源を活用した後の業務

処理時間（システムの移行、外部委託等に必要で一時的な業務処理時間及び統計需要等に応じて今後新たに生じる業務処理時間は含まない。）との差をおおまかに試算したものを示したものであって、各府省における業務処理の実情により、実際の効果は大きく変動しうる。

## II. 府省別計画

各府省は、上記 I に掲げる府省横断的に取り組む事項のほか、各府省個別の統計調査等業務について、次に掲げる最適化を実施する。これにより、年間約 13.6 億円（試算値）の経費削減、年間延べ約 33.5 万日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

なお、府省別計画は、電子政府構築計画に基づく他の業務・システム最適化計画における統計調査等業務部分に係る取組及びその効果が含まれており、また、上記の府省別計画全体の効果は、共通計画に掲げる効果と重複する分を差し引いているため、府省別計画に掲げる各府省の効果の合計とは一致しない。

### 1. 人事院

人事院においては、院内の統計調査等業務について、次に掲げる最適化を実施する。これにより、年間約百万円（試算値）の経費削減が見込まれる。

(1) 各府省、各特定独立行政法人の職員について任用等の実態を把握することを目的とする「一般職の国家公務員の任用状況調査」について、「人事・給与関係業務情報システム」を利用し、現行の紙の調査票を用いた調査方法から、次に掲げるデータ収集方法に改める。これにより、給与法適用職員については、各府省での調査項目への入力作業を軽減することができる。

- ① 給与法及び給与特例法適用職員（休職者を含む。）について、同システムから各府省が直接データを収集し、作成した調査統計報告データを提出する。
- ② 同システムの対象外である「特定独立行政法人職員」について、電子メールを用いてデータを収集する。

(2) 給与法適用職員の給与等の実態を把握することを目的とする「国家公務員給与等実態調査」について、「人事・給与関係業務情報システム」を利用し、同システムから各府省が直接データを収集し、作成した調査統計報告データを提出する方法に改める。これにより、各府省での調査項目への

入力作業を軽減することができる。

- (3) 各府省、各特定独立行政法人等の職員に係る災害補償及び福祉事業の実施状況を把握することを目的とする「国家公務員災害補償統計」について、電子メール又は電子文書交換システムを利用したデータ収集方法に移行することにより、事務の効率化及びペーパーレス化を実現する。【平成20年度にペーパーレス化を実現】

## 2. 内閣府

内閣府においては、本府内の統計調査等業務について、次に掲げる最適化を実施する（詳細については「経済財政政策関係業務等に必要なシステムに係わる業務・システム最適化計画」（2006年（平成18年）2月28日内閣府本府情報化推進委員会決定、2010年（平成22年）8月19日最終改定）参照）。これにより、年間約204百万円（試算値）の経費削減、年間延べ約2,800日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

- (1) 大型電子計算機を用いて行っている統計調査等業務を含む経済財政政策関係業務等をサーバやワークステーションを用いて行うことにし、システム機器をオープン化する。このオープン化により年間約204百万円（試算値）の経費削減が見込まれる。【平成27年度までに実施予定】
- (2) 統計調査等業務を含む経済財政政策関係業務等において、システム機器のオープン化を行い、部署間のデータ授受を支援するための業務支援システムやソフトウェア資産やその関連の資産を管理する資産管理システムを構築することにより、システム開発に係わる仕様の統一化、手作業で行っているデータ入手・入力作業及び部署間のデータ授受作業の自動化、プログラム資産や過去の推計データ等の情報の共有化などにより業務を効率化する。この業務効率化により年間延べ約2,800日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。【平成27年度までに実施予定】
- (3) 機械受注統計ホームページシステムについては、政府統計共同利用システムの整備状況を踏まえつつ、必要に応じ機能等の見直しを行い、現行のサービスレベルの維持・向上、システム整備及び管理に係る費用の低減を図るものとする。

## 3. 総務省

総務省においては、省内の統計調査等業務について、次に掲げる最適化を

実施する。これにより、年間約27百万円（試算値）の経費削減、年間延べ約380日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

(1) インターネットと接続する部分と独立行政法人統計センターの各種個別業務システムと接続する部分にネットワークの構成を二分し、現在、二層化したネットワーク運営を行っている統計局及び統計研修所の統計調査等業務に使用するネットワーク（国家公務員及び地方公務員に対する統計に関する研修に用いる部分を除く。以下「統計局LAN」という。）について、2008年度（平成20年度）において、次の措置を講ずる。【平成21年度に実施済】これにより、年間約23百万円（試算値）の経費削減、年間延べ約240日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

- ① 大臣官房が運営する総務省LANに統合し、統計局LANに配置するファイルサーバ及び電子メールサーバを廃止し、これらで管理するデータを総務省LANのファイルサーバ及び電子メールサーバに移行させるとともに、イントラネットサーバを統計局及び独立行政法人統計センターの情報共有を目的とする個別業務システムとして再編する。
- ② 総務省LANと独立行政法人統計センターとのネットワーク接続部分には、現行と同様、ファイアウォールを設置し、ネットワーク間相互の通信制御を行い、適切な情報セキュリティ対策を実施する。
- ③ 独立行政法人統計センターの各種個別業務システムとの接続に当たっては、専用端末を配備することなく、メタフレーム等の活用その他情報セキュリティ対策を講じ、統計局に配備する総務省LAN端末のうち許可されたものがアクセスできるネットワーク環境を整備する。

(2) 統計局が1996年度（平成8年度）からサービス提供を開始した統計情報FAXサービスは、統計情報に係る利用手段の多様化（マルチアクセス）に資するものであるものの、近年の統計利用者における統計情報の電磁的利用は、インターネットの普及拡大に伴い、ホームページの利用がほぼすべてを占めるようになってきており、統計情報FAXサービスの費用対効果は、従前と比較し大きく低減している。このため、2008年度（平成20年度）に統計情報FAXサービスを廃止する。【平成19年度に廃止済】これにより、年間約2百万円（試算値）の経費削減、年間延べ約30日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

(3) 各府省、政府関係機関及び民間機関が作成している統計の所在源情報を

収録し、毎年刊行している「統計情報インデックス」について、2007年度（平成19年度）から、インターネットのみによる情報提供に切り替え、これらの刊行業務を廃止する。【平成18年度に廃止済】これにより、年間約百万円（試算値）の経費削減、年間延べ約60日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

また、所在源情報の収集業務について、統計調査等業務の業務・システムの見直し方針及び最適化計画に基づき、2008年度（平成20年度）から開始している政府統計共同利用システムの統計表管理システム及び統計情報データベースの運用の状況等を踏まえつつ、2008年度末（平成20年度末）までを目途に廃止を含めた一層の簡素化について検討するものとする。【平成21年度に廃止済】

- (4) 総合統計書として我が国の人口、経済、社会、文化等の動向を各府省の統計を基に総合的かつ体系的にとりまとめ、毎月刊行している「日本統計月報」について、2006年度（平成18年度）から、インターネットのみによる情報提供に切り替え、刊行業務を廃止する。【平成18年度に廃止済】これにより、年間約百万円（試算値）の経費削減、年間延べ約50日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。
- (5) 経済センサス-活動調査に関する検討会における検討状況を踏まえ、関係行政機関の協力を得つつ、2012年（平成24年）の経済センサス-活動調査の実施に向けて所要の準備を進めるなど、所管する経済関連の統計調査の抜本的見直しを行うものとする。【平成23年度に実施済】
- (6) 国勢調査を始めとする統計局所管の統計調査について、ますます厳しくなる調査環境の変化に対応するため、郵送、インターネット等を活用した新たな調査手法の導入等、2006年度（平成18年度）において、民間有識者等を交えて調査方法の見直しを検討し、2007年度（平成19年度）から、郵送、インターネット等を活用した新たな調査手法の導入等を行っている。なお、調査環境の変化に対応するため、引き続き、可能なものから順次措置を講ずるものとする。
- (7) 郵送調査で事業所が対象の統計調査について、質の向上とコスト低減の2つの観点から、民間事業者の活用を進める。なお、民間競争入札により実施している科学技術研究調査については、引き続き、実施要項等に基づき適切に運営する。【平成19年度から実施】
- (8) 小売物価統計調査システム及び情報通信統計データベースについては、政府統計共同利用システムの整備状況を踏まえつつ、必要に応じ機能等の

見直しを行い、現行のサービスレベルの維持・向上、システム整備及び管理に係る費用の低減を図るものとする。また、科学技術研究調査インターネット活用システム、統計GIS<sup>ジーアイエス</sup>プラザ、統計データ・ポータルサイト、統計情報利活用システム及び事業所・企業データベースについては、政府統計共同利用システムの整備状況を踏まえつつ、2007年度中（平成19年度中）を目途に廃止するものとする。【平成19年度に廃止済】

#### 4. 外務省

外務省においては、省内の統計調査等業務について、次に掲げる最適化を実施する（詳細については「領事業務の業務・システム最適化計画」（2006年（平成18年）3月30日外務省行政情報化推進委員会決定、2010年（平成22年）4月12日改定）参照）。これにより、年間延べ約60日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

海外在留邦人数調査統計は、在外公館で管理している在留届データ数を基礎としているが、在留届を提出していない邦人も多数存在しているため、届出数と実態数とで大きな乖離が生じている。この乖離を解消するため、在外公館では毎年補正調査を行い、届出数を修正した上で本省へ報告する作業が発生している。しかし、この補正調査結果を入力できる機能がないため、在外公館では手作業で集計・報告作業を行い、在外公館からの報告を受け、本省でも手作業で再集計するといった作業が発生している。

これらを改善するために、現行システムに補正入力機能を追加することにより、在外公館における集計・報告作業を効率化するとともに、本省における再集計等の作業を排除することにより、統計作成業務に要する時間を短縮する。【平成19年度までに実施済】

#### 5. 財務省

財務省においては、省内の統計調査等業務について、次に掲げる最適化を実施する。これにより、年間約176百万円（試算値）の経費削減、年間延べ約5,150日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

- (1) 貿易統計システムについては、税関業務・システムの最適化（「税関業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）の業務・システム最適化計画」（2006年（平成18年）3月28日財務省情報化推進委員会決定）参照）において、通関情報総合判定システム（CIS<sup>シーアイエス</sup>）との統合により機能の重複を解消し運用コストの削減を図るとともに、定型資料作成の自動化の推進により業務処理時間の短縮を図る【平成21年度に実施済】。加えて、現在、帳

票による貿易統計の閲覧と比べ制約のある税関ホームページでの貿易統計の公開を見直し、すべての貿易統計情報をホームページで開示することとし、閲覧利用者の利便性の向上を図る【平成21年度に実施済】。なお、税関等において行われている帳票による貿易統計の閲覧については、端末を利用してホームページの閲覧を可能とすることでこれを廃止し、経費の削減を図る【平成21年度に実施済】。これにより、年間約176百万円（試算値）の経費削減、年間延べ約5,150日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

- (2) 法人企業統計調査等ネットワークシステム（<sup>ファブネット</sup>FABNET）については、平成23年度に予定されている機器更改に併せて機能等の一部見直しを行う【平成23年度に実施済】。平成24年度以降は、政府統計共同利用システムの整備状況を踏まえつつ、必要に応じ機能等の見直しを行い、現行のサービスレベルの維持・向上、システム整備及び管理に係る費用の低減を図るものとする。

## 6. 文部科学省

文部科学省においては、省内の統計調査等業務について、次に掲げる最適化を実施する。これにより、年間約95百万円（試算値）の経費削減、年間延べ約310日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

- (1) 省内の統計調査部門が実施している実査・集計業務について、メーカー固有のハードウェア及びソフトウェア構成により構築されている現行システムの全面的な見直しを行い、オープンシステム化することによって経費の削減を図る（詳細については「本省情報基盤システムの業務・システム最適化計画」（2006年（平成18年）3月27日文部科学省行政情報化推進委員会決定）参照）。これにより、年間約95百万円（試算値）の経費削減、年間延べ約310日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

- ① 統計調査等業務の基幹的業務である調査票の審査、集計処理及び統計表の作成を支援するため「実査・集計業務システム」を導入し、実査・集計業務負荷の軽減を図る。

また、システムのデータ管理を一元化し、整合性を保った効率的なデータ管理を実現するため「基幹データベースシステム」を導入する。

【平成19年度に実施済】

- ② 情報の高度利用・政策立案に対応し、統計担当職員の業務の高度化を支援するとともに、省内の職員が適切な権限管理の下で集計結果データ

を自由に利用する事を可能にするため「集計データ活用システム」を導入する。【平成19年度に実施済】

- (2) 電子調査票収集システムについては、政府統計共同利用システムの整備状況を踏まえつつ、必要に応じ機能等の見直しを行い、現行のサービスレベルの維持・向上、システム整備及び管理に係る費用の低減を図るものとする。

## 7. 厚生労働省

厚生労働省においては、省内の統計調査等業務について、次に掲げる最適化を実施する。これにより、年間約11百万円（試算値）の経費削減、年間延べ約180日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

- (1) 雇用状況実態調査及び年金数理基礎調査については、2006年度（平成18年度）以降廃止することとする。これにより、年間約11百万円（試算値）の経費削減、年間延べ約180日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。【平成18年度に実施済】
- (2) 毎月勤労統計調査オンラインシステム、労働経済動向調査オンラインシステム、総合統計データベースシステム、看護師等養成所報告管理システム、薬事工業生産動態統計システム、薬価システム及び食肉検査等情報還元データベースシステムについては、政府統計共同利用システムの整備状況を踏まえつつ、必要に応じ機能等の見直しを行い、現行のサービスレベルの維持・向上、システム整備及び管理に係る費用の低減を図るものとする。

## 8. 農林水産省

農林水産省においては、省内の統計調査等業務について、次に掲げる最適化を実施する（詳細については「農林水産統計システムに係る業務・システムの最適化計画」（2006年（平成18年）3月17日農林水産省行政情報化推進委員会決定、2010年（平成22年）12月17日改定）参照）。これにより、年間約768百万円（平成23～27年度（試算値））の経費削減が見込まれる。

なお、業務処理時間については、年間延べ約425,700日分（平成17～22年度（試算値））の短縮が図られたものと考えられる。

- (1) 食料・農業・農村基本法に基づく、新たな食料・農業・農村基本計画の策定（平成17年3月）を中心とする農政改革の推進等に対応するため、農林水産統計の抜本的な見直しを行った。その内容は、①利活用の低下した

統計の廃止や他統計との統合、②職員による実地調査（実査）の限定、③調査員調査、郵送・オンライン調査、市場化テストを活用したアウトソーシングの推進等である。【平成22年度までに実施済】

- (2) 調査員調査の導入・拡大に伴い、懸念される実査の精度低下を事前に防止し精度の高い調査データの入手を継続させ、職員が行うべき審査・修正の作業負担が増大する可能性に対応する必要があることから、データ入力・審査処理と疑義処理について業務・システムの改善を図る。【平成18年度以降、継続的に実施】
- (3) 政策ニーズ及び国民ニーズに対応した分析・加工の高度化を図るとともに、開発及び保守の効率化を図るため、<sup>コ</sup> <sup>ボ</sup> <sup>ル</sup> C O B O L 言語等により個別業務処理システムを開発・保守していたこれまでの形態から、汎用パッケージソフトウェアを積極的に活用したシステムを開発・保守していく形態へと変更する。【平成18年度以降、継続的に実施】
- (4) 本省及び地方組織において多元的に管理されているデータの一元化を進めることにより、個票データ等の重要データを系統的に厳格なアクセス制御の下で、より安全に管理するとともに、情報の共通化を図る。【平成18年度に実施済】
- (5) 農林水産省共同利用電子計算機システムと農林水産統計情報処理システムについては一つのシステムへ統合した新たな農林水産統計システムとして構築し、政府統計共同利用システムとの円滑な連携を図る。【平成18年度に実施済】
- (6) 新たな農林水産統計システムのサーバ等主要機器を、外部施設に設置して管理・運用業務のアウトソーシングを図るとともに、新システムに即した運用の改善を図る。【平成18年度に実施済】
- (7) 農林水産統計情報総合データベースシステムについては、平成22年1月末のリース期間満了に併せて廃止し、政府統計共同利用システムへ移行した。【平成21年度に実施済】
- (8) 管理・運用、保守及び個別業務処理プログラムの改修業務について、関連事業者間の責任範囲、役割、情報の伝達ルートを明確にし、中核となる事業者がガバナンスをより一層利かせた体制を確立することにより、運用・保守の品質向上を図る。【平成23年度以降、継続的に実施】

- (9) 各業務処理プログラムに重複して存在する同一又は類似の処理機能を共通機能として切り出し、各プログラムから当該共通機能を活用する設計とすることにより、プログラム開発経費と開発期間の短縮を図る。【平成23年度以降、継続的に実施】
- (10) 最適な技術基盤への集約と資源配分の適正化を図ることにより、システム全体のパフォーマンスを維持しつつ、運用経費の最適化を図る。【平成23年度に実施】
- (11) 生鮮食料品流通情報データ通信システムについては、平成22年4月から最適化を行った新システム（生鮮食料品流通情報システム）に移行した。  
また、政府統計共同利用システムの整備状況を踏まえつつ、必要に応じ機能等の見直しを行い、現行のサービスレベルの維持・向上、システム整備及び管理に係る費用の低減を図るものとする。【平成22年度以降、継続的に実施】

## 9. 経済産業省

経済産業省においては、省内の統計調査等業務について、次に掲げる最適化を実施する（詳細は「経済産業省 統計調査等業務・システム改善計画」（平成17年10月26日経済産業省経済産業政策局調査統計部決定）参照）。これにより、年間約260百万円（試算値）の経費削減、年間延べ約4,000日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

- (1) 統計業務ごとに区々に整備されている現行の業務・システムの構成を抜本的に見直し、下表に掲げる機能により構成された統計業務横断的・共通的に利用可能な「経済産業省調査統計システム（STATS）」（以下「次期システム」という。）に再編成し、業務も含め、次の①から⑤までに掲げる最適化を実施する。これにより、次期システムの稼働に伴う新しい業務プロセスによる業務処理効率の向上、及び年間約260百万円（試算値）の経常的経費の低減、今後15年間のシステム開発・運用に関して合計で約3,000百万円（試算値）の費用削減がそれぞれ見込まれる。また、個別統計調査ごとに業務・システムを共通化・集約化することにより、システム稼働後の年間業務処理時間が、現行水準よりも年間延べ約4,000日分（試算値）短縮することが見込まれ、さらに今後の民間委託の推進等による効果とも相俟って、一層の業務処理時間の短縮が図られることとなる。

構成機能	機能概要
企画機能	統計カルテ等の統計業務に関する企画情

	報を管理する機能
進捗管理機能	各工程の予定スケジュールや調査票の回収率などの実績等、統計処理業務の進捗状況を過去の実績を含めて管理し、管理者の業務を支援する機能
名簿管理機能	構造・動態・企業の各種統計で利用可能な統一名簿を保守するとともに、各統計業務で利用する名簿をサブセットとして提供する機能
統計調査処理機能（一次統計）	調査票の設計、構造・動態・企業の各種統計の受付、審査、集計、分析の業務処理を行う機能
統計調査処理機能（二次統計）	一次統計データ等を利用し、定型・非定型分析を支援する機能
統計情報解析機能	解析ツールを利用した非定型で高度な情報解析を行う機能
統計情報公表提供機能	外部利用の形態や相手先に合わせて外部提供用のデータや資料を作成する機能
支援業務機能	統計功労者表彰、調査票提出促進、広報普及などの支援機能
システム管理機能	ユーザデータ管理やシステムで管理するデータのアーカイブ、運用管理を行う機能

- ① 統計調査等業務における基幹業務のうち、統計調査の企画に関する業務については、次に掲げる取組を通じ、業務プロセスを統一し、一次統計・二次統計・分析業務のいずれであっても、定められた業務プロセスに従って業務を遂行することとする。

また、次期システムに保存しておいた関係者からの問い合わせや意見、一次統計の進捗管理システムから出力される前回統計調査時の調査票収集状況や工程別進捗結果データを活用して、調査計画を策定する業務プロセスを確立する。この業務プロセスについてシステムを活用することで、収集情報の充実及び業務の効率化を図る。一次統計の進捗管理を行うシステムは、今後民間委託が推進されることも視野に入れ、工程別の進捗管理を行うとともに、その結果を次回企画時に参照する機能を整備する。

統計調査の企画に関する業務において作成された内容は、統計カルテとして、定められた共通形式に従って次期システムに保存しておくことで、総務省や統計委員会に対して資料を提出する際に効率的にデータを

収集できるようにする。これにより、提出資料作成時にその都度必要データを収集する重複業務を削減し、業務の効率化を図る。

なお、総務省に提出する資料の標準化については本計画の推進と並行して検討を進め、平成18年12月までに対応していく。【平成18年度までに実施済】

ア 経済センサス-活動調査を含む新規統計の創設や既存統計の見直しに迅速かつ円滑に対応しうるシステムの構築を図る。【平成22年度までに実施済】

イ 統計の見直しや体系整備等に当たっては、名簿を含む調査結果の相互活用を視野に入れつつ、共通調査事項の名称・定義の統一化等を図る。【継続的に実施】

ウ 共通計画に基づき整備される「事業所母集団データベース」を基にした全調査に活用可能な名簿を一つのデータベースで管理し、メンテナンスを容易にする仕組みを構築するとともに、名簿の作成・運用・管理のため業務処理の一元化を図る。【継続的に検討】

エ 統計間で共通するコード等の共通管理やパネルデータ作成作業の効率化、名簿検索機能の充実等、名簿情報の改善・活用を推進するとともに、次期システムを活用した効率的業務を実現するため、データベース構造の共通化を進める。【平成21年度までに実施済】

② 統計調査等業務における基幹業務のうち、統計調査の実施準備及び実施に関する業務については、次に掲げる取組を通じ、構造統計、動態統計、企業統計別に業務プロセスをパターン化し、定められた業務プロセスに従って業務を遂行することとする。

また、次期システム上の進捗管理データを活用することによって、非協力対象企業・事業所の迅速な把握・分析及び非協力客体への協力依頼、督促を強化するための支援を行うとともに、統計調査終了時に当該統計調査の政策としての評価（以下「統計調査政策評価」という。）を行うための各工程における目標達成度等参考データを次期システムより入手し、統計調査政策評価を行うプロセスを確立することで、統計調査のP D C A ピーディーシーエーサイクルを確立する。

ア 経済産業省所管のすべての統計調査について、共通計画に掲げるオンライン調査システムと連携し、オンラインでの受付プロセスを設けるとともに、統一された受付窓口と認証プロセス・24時間受付・簡単

な開始手続を実現した仕組みを整備する。【継続的に実施】

イ 報告者負担の軽減を考慮し、他の統計データ及び行政記録の活用、調査票のプレプリント化等を推進する。【継続的に実施】

- ③ 統計調査等業務における基幹業務のうち、一次統計の審査・集計及び分析に関する業務については、構造統計、動態統計、企業統計別に業務プロセスをパターン化し、二次統計の分析に関する業務については、指数作成及びそれに係る基準改定に関して、概要業務プロセスを整理し、整理された概要業務プロセスに従って業務を遂行することとする。ただし、各業務を遂行するための詳細業務プロセス及びシステム機能に関しては、個別業務の内容を反映させたものとする。

また、調査票改正に容易に対応可能な審査・集計プログラムを開発するとともに、各業務の集計結果として、確報、速報の役割を再確認し、それぞれに含める資料を整理すること等に関しては、本計画の推進と並行して検討を進め、対応していく。【継続的に実施】

- ④ 統計調査等業務における基幹業務のうち、統計調査の公表・提供に関する業務については、次に掲げる取組を通じ、業務プロセスを統一し、一次統計・二次統計・分析業務のいずれであっても、定められた業務プロセスにしたがって業務を遂行することとする。

また、公表・提供の内容について、海外及び他府省・地方自治体の統計調査データの公表・提供状況等を参考にしつつ、統計調査データの種類（速報・時系列データ・パネルデータ）ごとに、どのような形態で（インターネットや電子媒体）、誰が（政府・民間機関）提供すべきかについて、本計画の推進と並行して整理する。

その他、客体に対するメリットを明確化し、調査環境改善に向けた政府キャンペーン、広報の実施については、本計画の推進と並行して検討を進めていく。

ア ホームページのデザイン、コンテンツの充実を図り、紙媒体以外の電子媒体を活用した提供方法の多様化、公表範囲の拡大を進めるとともに、統計調査間のデータ相互閲覧を目的とした機能の構築を検討する。【平成21年度までに実施済】

イ 共通の書式でドキュメントの見出し、要約等のリストを提供する仕組み（アールエスエス R S S (Resource description framework Site Summary)）を用いて、サイトの更新情報等を効率的に公開し、利用者が情報をダイレクトに取り込む方法の整備を検討する。【平成20年度までに実施済】

済】

ウ ホームページ等のインターネットで提供するシステムは、インターネット接続口の集約を図り、関係する複数のシステムに係る情報セキュリティ対策を包括的に行う。【平成21年度までに実施済】

エ 調査客体への還元として、自社の位置付けや過去の報告値等がわかる資料の提供、必要項目を検索・抽出できる機能の開発等、使い勝手のよいデータ還元を促進する。【継続的に検討中】

オ 省内においては、申請届出情報や個別統計調査の評価結果・調査票様式・公表様式などのデータをライブラリー化し、情報共有するためのシステムを整備する。【一部の統計調査については平成21年度までに実施済、その他についても継続して検討】

- ⑤ 次期システムについては、次に掲げる適用処理（アプリケーション）、ハードウェア、ソフトウェア・言語に関する方針に基づいて、現行システムを一部流用しつつ、新たに開発するものとする。【平成22年度までに実施済】

なお、既存システムに係る開発等の整備は、共通計画に基づく政府統計共同利用システム及び本計画に基づく次期システムの平成22年度稼働を踏まえ、i)セキュリティ対策、ii)調査票の改正、標本設計の変更や統計精度の確保のための対応、iii)周期調査を実施（次期システム開発前）するための対応、iv)OS・ミドルウェアのサービス期間終了、サポートサービス終了若しくは想定利用期間の満了又は省内LANが更新された際の対応等、必要最小限のものに限定して行うものとする。

ア 適用処理（アプリケーション）方針

同種の処理単位を共通モジュール化することによって、全体的に重複機能を排除し、一貫性のあるアーキテクチャに基づく統合的なシステムを構築することで、効率的なメンテナンスを実現する。

イ ハードウェア方針

- ・ 個別調達は行わずに、少なくともWeb系・DB系などを単位とした調達を行う。
- ・ スケーラビリティを考慮したシステム構成とする。
- ・ クライアント・サーバーのみならず、メインフレームなども検討対象とする。
- ・ 運用面での利便性やコストを比較し、ハウジングの功罪を検討する。

#### ウ ソフトウェア・言語方針

- ・オペレーティングシステムは、オープンソースも含め検討する。
- ・開発言語は、成熟した言語利用の可能性等、幅広い視点で検討する。
- ・調査票設計や分析等において、パッケージソフトの活用も視野に入れる。
- ・調査票はXML (eXtensible Markup Language) ベースとする。
- ・XMLデータベースの活用方法を検討する。
- ・開発するシステムはオープンソース化し、外部に対して公開することを検討する。

(2) システム内及びシステム間でやり取りする情報の重要性及び脅威を評価し、セキュリティレベルの一層の向上を図るとともに、調査票その他調査対象者の秘密に係る内容を記載・記録した書類及び電磁的記録等の情報管理体制を本計画の推進と並行して整備していく。【継続的に実施】

(3) 次に掲げる事項については、継続的に検討し、その結果を業務・システムの最適化に反映させていくこととする。【継続的に検討中】

- ① 経済情勢を反映した調査項目を設定し、経済活動と調査内容の乖離防止を図ること。
- ② 政府における経済センサス-活動調査の創設と当該調査と連携した既存大規模統計の体系整備を行うこと。
- ③ 調査統計分野に関する専門家を育成し、業務の更なる高度化を図ること。

(4) 電子申請システムを利用している統計調査については、共通計画に基づき整備されるオンライン調査システムの機能を使用し、その他の業務に係る機能については、次期システムの使用が可能であれば、移行する方向で検討する。【継続的に検討】

また、企業活動基本調査システム及び新世代統計システムについては、政府統計共同利用システムの整備状況を踏まえつつ、次期システムに移行するものとし、政府統計共同利用システム及び次期システムの運用開始にあわせて廃止する。【企業活動基本調査システムの廃止は平成22年度に実施済。新世代統計システムの廃止は平成21年度に実施済】

## 10. 国土交通省

国土交通省においては、電子政府構築における先進省庁として早くから行政手続等のオンライン化に取り組んでおり、統計調査については既にオンライン化措置を講じている。統計調査に係る汎用電子計算機については、汎用電子計算機システム業務・システム最適化計画（2004年（平成16年）12月28日国土交通省情報化政策委員会決定）により、2004年度末（平成16年度末）までに既に効率的なオープンシステムに移行している。このように国土交通省においては、従来より統計調査等業務の効率化に努めてきているところであるが、更なる検討を行った結果、以下の最適化を実施する。これにより、年間約4百万円（試算値）の経費削減、年間延べ約200日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

(1) 船舶船員統計（指定統計第二十八号）は、船舶及び船員の実態を明らかにすることを目的とした統計である。

船舶船員統計調査については、行政施策の基礎資料としてのニーズが低下していること、船員法に基づく業務報告と重複している調査項目があること等から、統計審議会の審議を経た上で、2006年度（平成18年度）に同調査を中止する。【平成18年度に実施済】これにより、年間約4百万円（試算値）の経費削減、年間延べ約200日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

(2) 港湾調査（指定統計第六号）は、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的とした統計である。

港湾調査においては、船社や船舶代理店等の申告義務者への調査票の配布、回収、集計を、第一号法定受託事務として都道府県が行っている。

今般、都道府県が独立行政法人通関情報処理センター（NACCSS<sup>ナックス</sup>センター）の保有する情報を港湾調査の入力情報として活用することを可能とする「港湾調査共通集計システム」を、2005年度（平成17年度）及び2006年度（平成18年度）に国において開発する。【平成18年度に実施済】これにより、申告義務者の負担軽減及び公表の早期化等が見込まれる。

注. 各項目の経費の削減効果（試算値）及び業務処理時間の短縮効果（試算値）は、各府省においておおまかに試算したものを示したものであって、実際の効果は大きく変動しうる。

### 第3 最適化工程表

	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)		
共通計画	政府統計共同利用システム設計・開発		試験運用	本格運用						
							次期政府統計共同利用システム設計・開発・試験運用	本格運用		
	統計調査等業務最適化推進協議会									
	統計に用いる標準地域コードの共有									
	事業所・企業データベースを用いた標本抽出、行政記録を活用した母集団情報整備							事業所母集団データベースの活用		
	標準対象項目の選定等	調査項目の定義情報設定	統計調査設計時におけるデータ参照モデル(調査項目標準化データベース)の活用							
	オンライン調査の本格導入									
	符号表作成ツールの提供	政府統計個票データレイアウト標準記法の適用								
	公表した統計を原則インターネットにおいて提供									
	インターネット公表に係る統計法施行令の改正									
	統計関係ホームページのコンテンツ構成等の共通化									
	XMLによる公表予定(実績)のホームページ掲載並びに自動収集及び一覧提供									
	政府統計の総合窓口(e-Stat)による統計情報のワンストップサービス提供									
	外部資源の活用推進									
	人事院	検討	人事・給与関係業務情報システムとの調整			人事・給与システム導入		人事・給与システムの利用 一般職の国家公務員の任用状況調査、国家公務員給与等実態調査のデータ収集方法を見直して運用		
検討・調整		国家公務員災害補償統計のデータ収集方法を見直して運用								
内閣府	【経済財政政策関係業務システム】 資産調査		【国民経済計算システム】 基本設計		← ※この期間は開発中断		再設計	※平成26年度まで開発・検証し、平成27年度から運用予定		
			開発					開発		
府省別計画			【景気統計システム】 基本設計		開発	検証	運用			
			▼統計局LAN廃止		移行					統合総務省LANの運用
総務省			▼統計情報FAXサービスの廃止							
			▼統計情報インデックスの刊行業務廃止							
外務省			▼日本統計月報の刊行業務廃止							
	「領事関連データ管理システム機能追加」設計	開発	運用							

	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	
財務省		貿易統計システム 設計・開発	データ移行・ データ検証・運 用テスト	次期システム運用					
		情報基盤システム 設計・開発	運用試験、 受入試験、 教育	次期システム運用					
文部科学省			▼旧システム運用停止	次期システム運用					
厚生労働省	▼年金数理基礎調査の廃止	▼雇用状況実態調査の廃止							
府省別計画	設計	データ移行	インフラ構 築・開発・ テスト検証	農林水産統計システム 導入・運用					
	農林水産省	農林水産統計情報総合データベースシステム(平成15年4月～)	▼廃止						
	農林水産省		設計	インフラ構 築・開発・テ スト検証	▼旧システム運用停止	鮮食料品流通情報システム 導入・運用			
	農林水産省		▼旧システム運用停止	鮮食料品流通情報システム 導入・運用					
	農林水産省		▼旧システム運用停止	鮮食料品流通情報システム 導入・運用					
経済産業省	設計・開 発準備	経済産業省調査統計システム(STATS)設計・開発		STATS第一リリース分運用開始					
経済産業省			STATS追加システム 設計・開発	STATS第二リリース分運用開始					
国土交通省	▼船舶船員統計調査の中止	プログラム 設計	製造	港湾調査共通集計システムの稼働					

#### 第4 現行体系及び将来体系 別添のとおり。

#### 第5 最適化計画の見直し

本最適化計画は、調査対象者及び統計利用者並びに各府省の職員の要望等のほか、政府統計共同利用システムの開発・運用の状況、各府省における具体的な最適化の実施状況、他の分野の業務・システム最適化計画の進捗状況その他政府内における各種の取組状況、情報通信技術の進展状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。